

第6章

ナイジェリアの石油産業 —歴史的展開と問題点—

望月 克哉

要約：

植民地期にその起源を有するナイジェリアの石油産業は、とくに1970年代に大きな展開を見せ、国家経済の基幹部門として今日に至っている。国家主導で進められた野心的開発は、さまざまな外的制約の中で、増産と拡大を指向してきたものの、十分な成果を上げてはいない。それを象徴するのが国営石油会社であり、また石油産出地域における動きはその矛盾の噴出と見ることができる。

キーワード：ナイジェリア、石油産業、オイル・ブーム、権利要求運動

はじめに

ナイジェリアの石油部門の発展を一言で表現すれば、それは国家主導の下における受動的な事業展開ということになろう。独立後の産業史をたどれば、石油部門における国有化が断行される一方で、OPECや石油市場の動向に翻弄されてきた経緯が詳らかになる。これを象徴するのがナイジェリア国営石油会社（Nigerian National Petroleum Corporation : NNPC）であり、その設立から今日に至る糾余曲折は、同社が掲げる「世界水準の NOC」への道のりが迂遠であることを物語っている。もとより、石油資源の発見、その後

の開発を担ってきたのは欧米主要石油企業であり、依然としてこれら外国資本とその現地法人への依存度は大きい。こうした中で、国内企業の育成をはかりつつ上述の目標を達成するのは、きわめて野心的な目論みと言わざるをえない。石油産出地域における混乱もまた、石油産業発展のプロセスに伴う矛盾が噴出したものなのである。

本稿では、このような認識に立脚して、ナイジェリアの石油産業についてその様相を紹介するとともに、今後の調査研究のポイントを指摘することを目指している。

1. 石油産業の基礎情報

(1) ナイジェリア産原油の特徴

ナイジェリアで産出する原油は、軽質で硫黄分の含有量が低いことで知られている。大半が積み出し拠点（ターミナル）の名称を冠した油種として、米国はじめ主要市場で流通している。代表的油種である「ボニー・ライト（Bonny Light）」や「フォルカドス（Forcados）」の輸出価格は「ブレント（Blend）」にリンクしており、市場での流通性も高い。

表1 ナイジェリアの代表的油種

油種名	比重(API度)	硫黄含有率(%)
Oso Condensate	47.5	0.05
Brass River	43	0.1
Yoho	39.6	0.12
Pennington	36	0.08
Qua Iboe	36	0.12
Bonny Light	35	0.14
Escravos	34	0.15
Forcados	30	0.17

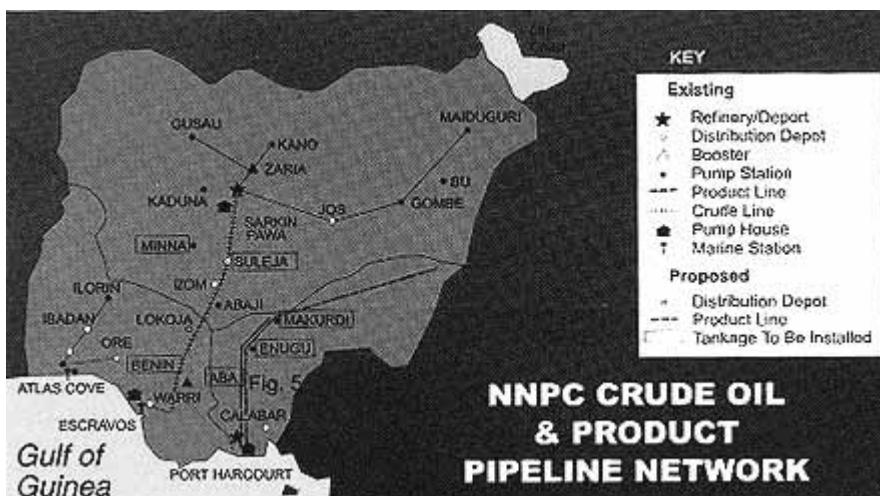
(出所) Omorogbe [2001]ほかより筆者作成。

(2)石油関連インフラ

92.7 万平方キロメートルの国土を有するナイジェリアは、その連邦制という国家体制ゆえに、工業化を推進する中で各種生産施設を全国に分散させる政策を採ってきた。石油関連施設も例外ではなく、流通のための貯蔵施設をはじめとして全土にわたって存在する。こうした諸施設への原油や石油製品の輸送については、早い段階からパイプラインの活用が検討され、全土に及ぶネットワークが整備された。

主な石油ターミナルには、南東部の都市ポートハーコート (Port Harcourt) を調整拠点とする東部ゾーンの 5箇所 (Bonny、Qua Iboe、Brass、Antan、Odudu) と中西部の都市ワリ (Warri) を調整拠点とする西部ゾーンの 3箇所 (Forcados、Escravos、Pennington) があり、それぞれ 100 万バレルから 600 万バレルの貯蔵能力を有している。

図1 油送パイプライン・ネットワーク



(出所) www.ppmc.com.ng/より 2007年12月5日ダウンロード

パイプライン・ネットワークとしては異なった機能を有する 5 系統があり、上図にあるとおり全土に展開している。

- 系統 2 A … ワリに所在する製油所の石油製品を沿岸と内陸に移送するもの
- 系統 2 B … 南西部ラゴス州に所在する Atlas Cove からジェット燃料、ガソリン、ディーゼル油、灯油などの製品を内陸に移送するもの
- 系統 2 C … ベネズエラなどから輸入した重質原油を、ワリから製油所の所在するカドゥナ (Kaduna) に移送するもの
- 系統 2 D … カドゥナ製油所からの製品を北部の 5箇所の貯蔵・流通拠点 (Gusau、Kano、Maiduguri、Gombe、Jos) に移送するもの
- 系統 2 E … ポートハーコート製油所からの製品を南東部の 4箇所の貯蔵・流通拠点 (Aba、Enugu、Calabar、Makurdi) に移送するもの

また、これまでに表2に掲げた4カ所の製油施設が設けられ、1980年代末には国内需要を満たすに足る原油処理体制を整備するに至った。しかしながら維持、補修をめぐる困難から稼働率が上がらず、老朽化により稼動停止に至る施設も出るなど問題は少なくない。

表2 製油施設と原油処理能力

(単位:b/d)

所在地	稼動開始年	原油処理能力
ポートハーコート(旧)	1965年	60,000
カドナ	1980年	110,000
ワリ	1988年	125,000
ポートハーコート(新)	1989年	150,000

(出所)筆者作成。

(注)ポートハーコート(旧)は老朽化により稼動停止。

2. 石油産業の法的枠組み

(1)植民地期以来の立法措置

植民地期以来、ナイジェリアの石油産業はさまざまな法令によって統制されてきた。初期のものとしては石油令 (Petroleum Ordinance 1889)、ある

いは鉱物統制(石油)令 (Mineral Regulation (Oil) Ordinance 1907) が資源開発を規制していた。1956 年に商業生産が見込まれる油井が発見されたことから、法制面での整備が進められ、まず油送パイpline 法 (Oil Pipeline Act 1956)、そして石油税法 (Petroleum Profit Tax Act 1959) が制定された。

これらに続き、累次の随伴ガス再封入法 (Associated Gas Re-injection Act)、あるいは原油積み出しに係る法規である石油ターミナル使用料に関する法令 (Oil Terminal Dues Act)、航行可能水面における石油に関する法令 (Oil in Navigable Water Act) が制定されるなど、初期の段階から立法措置による石油開発関連制度の整備がなされてきたことがうかがえる。

(2)石油開発に関する基本法

ナイジェリアの石油開発に関する基本法と呼べるのは 1969 年に制定された 2 つの法令、石油法 (Petroleum Act 1969) と石油掘削・生産規則 (Petroleum (Drilling and Production) Regulations 1969) であり、これらによって以後の石油資源の開発と生産が統制されてゆくことになった。

石油法は石油資源の所有と統制を国家に帰することを前提として、その開発と生産を認められるのはナイジェリア国籍を有する個人と同国で登記を行った法人のみとしている。その眼目は、上述のような個人と法人に付与される 3 つの「権利」について規定することであった。

石油探鉱免許 (Oil Exploration License : OEL) …暦年ベースの探鉱権。毎年 12 月末日で失効する免許で、同一地域について複数発給されることもあったが、現状にそぐわないことから今日では同免許が認められることは稀である。

石油探鉱免許 (Oil Prospecting License : OPL) …石油資源の開発と探鉱について排他的の権利を付与する免許。初期段階として最長 5 年間が認められている。探鉱区域については、東西南北を直線で区切った鉱区が割り当てられる。

石油採掘地借用権 (Oil Mining Lease : OML) …石油採掘地の借用について

て排他的権利を認める免許。借用契約の対象となる地域で発見された石油資源に対する権益をも付与する。OMLはOPL保有者で一定の条件を満たす者に対して付与されることになる。

これに対して、石油掘削・生産規則の方は手続的な性格の強いものであり、上述の免許や借用権に関して申請者に対してはその様式や方法といった事項を、またそれらの保有者に対しては事業遂行に係る諸事項を規定するものとなっている。

同規則の注目すべき特長としては、たとえば内水面、河川、水路、領海、公海を問わず汚濁防止を規定するなど、開発に伴う配慮事項をも盛り込んでいる点で、制定時における国際的潮流を先取りした内容となっている。この点は近年の石油開発に伴う環境被害をめぐる権利要求運動とも関わっており、住民の主張の根拠とされるものである。

(3) その他の重要立法措置

ここでは石油開発との関連で近年、注目が集まっているものとして土地利用法（Land Use Act）を挙げておく。同法は文字通り土地所有を規定するものであるが、その性格上、産業を問わず立地に関わる事項を規制することから、石油資源開発にも大きな関わりを有している。

現行の1979年土地利用法は、土地の所有についてこれを一元的に国家に帰する一方で、その利用権の取引をゆるやかに規定する内容になっている。このため、利用権取引をめぐるトラブルはもとより、伝統的な土地保有権（land tenure）との齟齬といった本質的な問題を内包している。とりわけ石油産出地域においては、現行法に先立つ時期に結ばれた土地利用契約の有効性をめぐる訴訟など、開発地域をめぐる石油企業と住民・コミュニティの権利関係が錯綜し、権利要求運動における争点ともなっている。

2007年に成立した現政権は、土地利用法の見直しを優先事項に掲げたものの進展はなく、石油産出地域における緊張の高まりとも相まって、今後の展開が注目されている。

3. 石油産業の歴史

(1)前史

ナイジェリアの石油開発の初期における歴史を見る場合、外国石油企業とその石油権益 (concession) 獲得のパターンの変遷という視点が有効である。すでに植民地期に石油資源の賦存が確認され、イギリス植民地政府は、いち早く 1889 年に石油令を布告して、その権益の囲い込みを図ったとされる。欧州の政治的緊張が高まる中、1907 年には鉱物統制(石油)令を通達して、きたるべき外国企業による石油開発の条件を示した。

意外なことに、初めてナイジェリア植民地で探鉱に乗り出したのはイギリスではなくドイツ企業 (German Bitumen Company) であった。同社は 1908 年に探鉱活動を開始したが、油田開発には至らず、撤退している。ナイジェリアの西隣のダホメ (Dahomey、現 Benin) を植民地化していたドイツは、その国内産業の発展が著しく、アフリカに戦略資源である石油を求めていたのである。蛇足ながら、欧州は第一次世界大戦前夜であり、ドイツがエネルギーとしての石油を求めていたことも事実であった。

本格的な石油開発は、戦間期の 1938 年にシェル傘下の開発企業 (Shell D'Arcy Petroleum Development Company) がナイジェリア全土の開発権を獲得したことによる。同社は排他的権益を得て、今日に至るシェルのリーディング・カンパニーとしての基礎を固めていった。第二次世界大戦後、欧米の石油企業がナイジェリアへの進出をはかるものの、すでにシェルは有望な地域のほとんどを押さえており、権益確保は難航した。植民地末期である 1959 年、開発権 (探鉱権・採掘権) 配分の見直しが行われて、ようやく他の欧米企業も参入の機会を得ることになった。

1960 年の独立をはさんだ時期におけるシェルとその提携企業となったブリティッシュ・ペトロリアム (BP) による独占状態から、後発の欧米主要企業の権益獲得も進展した。しかしながら、シェル-BP の支配的地位は以後も継

続して、後述するように BP の資産が国有化されたのちもシェルの権益はそのまま残り、今日に至っている。その後の歴史を先取りして言えば、シェル・BP とその生産体制は、ナイジェリアの石油部門におけるシェルの地位を確固たるものにしただけではなく、連邦政府や産油地域住民との関係をも密接かつ複雑なものとしたのである。

(2)OPEC 加盟と国営石油会社の設立

ナイジェリアの石油産業は OPEC との関係を抜きにしては語れない。すでに、1964 年には OPEC 総会への初のオブザーバー参加を果たしており、これを契機に加盟諸国にならった制度の整備が図られることになった。まず、その手始めとして 1967 年に導入された石油税 (Petroleum Profits Tax) についても OPEC の設定した基準が適用されている。

1968 年 6 月開催の OPEC 第 16 回総会において、ナイジェリアの正式参加をめぐる決議がなされ、ナイジェリア政府も制度整備を本格化させてゆく。1968 年 10 月に布告されたナイジェリア企業法 (Companies Decree) により、石油企業の現地化 (Indigenization) すなわち国有化が打ち出されたことで、加盟条件の 1 つが整うことになった。この方針に沿って、旧宗主国の石油企業である BP の資産が国有化されている。しかしながら、この前年の 1967 年 5 月に産油地域を含む同国南東部が分離独立を宣言したことをきっかけに、同年 7 月にナイジェリア内戦、通称「ビアフラ戦争 (Biafran War)」が勃発した。これによって国内情勢は混乱し、石油産業も停滞した。

1970 年 1 月の分離独立をめざした勢力の降伏により、ようやく内戦が終結した。ナイジェリア連邦政府は、1971 年 5 月にナイジェリア国営石油会社 (Nigerian National Oil Corporation : NNOC) を設立して、最終的な条件を整えた上で、同年 7 月に OPEC 加盟をはたした。OPEC との関係は、ナイジェリアの石油政策、とりわけ石油産業をめぐる制度的枠組を、今日に至るまで大きく規定してきている。また、OPEC にとってもアフリカの主要生産国であるナイジェリアの“取り込み”は大きかったと言える。

(3)国営石油会社を中心とした石油産業の展開

産油国としてナイジェリアが「オイル・ブーム」を迎える 1973 年、当時の軍事政権によって石油開発におけるコンセッション供与停止の行政命令が発せられ、国営石油会社による参画が本格化した。その後に軍事政権が布告したナイジェリア企業振興法 (Nigerian Company Promotion Act) により、現地資本比率が 60% に引き上げられたことで「現地化」はいっそう進展した。

油井開発においても、ナイジェリア側は国営石油会社のマジョリティ参加を条件とした合弁事業を基本にし、自国に有利な石油開発を進めようとした。欧米主要企業が開発パートナーとして参入したものの、財政的基盤の脆弱な国営石油会社と組まざるを得ないことで、資金的負担も決して軽くはなかつたのである。NNOC の財政能力の欠如から、これを連邦政府が肩代わりせざるを得ない事情があった。その後の経済停滞により、ナイジェリア側負担分の支払いが滞るという事態も生じ、石油開発の積極化はナイジェリア連邦政府の財政をも圧迫するようになった。

こうした中、1977 年には再編成されたナイジェリア国営石油会社 (Nigerian National Petroleum Corporation : NNPC) が誕生し、今日に至る石油開発の中核となっていました。

(4)国営石油会社の改革

①1980 年代の改革

1980 年代前半には石油省が再編され、これに伴って NNPC 分社化が目指された。その契機となったのは、NNPC の財務監査における膨大な金額の使途不明金の発覚であった。これに伴って NNPC 財務の透明化を目指した改革が断行されることになり、あわせて監督官庁である石油省の再編・強化が進められた。これと相前後して NNPC 本社で原因不明の火災が発生、文書類が消失するといった事件も起こり、問題の根の深さが改めて印象付けされることにもなった。改革の具体的な内容としては、当時稼働中であった 3 製

油所の分社化を進め、NNPC 本体から切り離すことで財務の透明性を確保するねらいがあった。

1988 年には組織再編の第 2 弹として、さらなる効率化が目指されることになった。まず NNPC の指導監督部門 (Petroleum Inspectorate) を石油省 (Ministry of Petroleum Resources) に移管、新たに石油資源局 (Department of Petroleum Resources) を設置することにより監督機能の強化が図られた。さらに、当時の構造調整プログラムで推進されていた商業化の一環として、ガス、LNG 部門の子会社を設けると共に、輸送、技術・エンジニアリングなど機能部門を含めて分社化を図ることが打ち出された。

②1990 年代の改革

NNPC の部局再編が俎上にのせられたのは 1995 年のことである。NNPC の組織全体の見直しとして、これを機能別の執行部局 (Directorate) に再編成した上、それらすべてを総裁の下で統括する仕組みが提起された。しかしながら、監督官庁である石油省の影響力の下に置かれている状況は変わらず、分社化された子会社群が内部部局と並置されたまま、執行部局の下でグループ化されているというのが実態である。

さらに NNPC の意思決定が依然として連邦政府の影響の下におかれている証左として、石油相が議長をつとめてきた「役員会」の存在を指摘しておかなければならぬ。石油相が不在の時期においても「役員会」のメンバーには関連閣僚や大統領顧問が含まれ、連邦政府の意向が強く反映される仕組みであった。1999 年に成立したオバサンジョ第 1 期政権では石油相が指名されず、かつて OPEC 議長も務めたリルワヌ・ルクマン (Rilwanu Lukman) 元石油相が石油・エネルギー問題担当大統領顧問として、「役員会」の議長代理も務めていた。実際、外国企業に係る原油・石油製品の取引や積み出しは、ルクマンの職務として大統領府が担う仕組みになっており、大統領府主導の石油政策の下で経営面を含めた NNPC の機能が大幅に制限されていた。

4. 石油産業の担い手：NNPC

(1) 上流部門での成果

民政移管によりオバサンジョ第1期政権が成立した1999年時点では、ナイジェリアの原油の推定埋蔵量は250億バレル、生産能力も日量220万バレルに過ぎなかった。このため同政権は2003年～2007年をターゲットとして、上流部門についての一連の政策課題をNNPCに与えたのである。それはまず、可採埋蔵量と生産能力をそれぞれ360億バレルと日量400万バレルに引き上げることであり、さらに2010年を目指にそれぞれ400億バレルと日量450万バレルまで増やすという野心的な目標も設定されることになった。これらとあわせて上流部門の価値をさらに高める点についても注意が喚起され、人材面での能力向上とローカル・コンテンツの拡大も盛られていた。

こうした上流部門での取り組みの成果として強調されているのが、エクソン・モービルほかと組んだ深海油田の開発の成功である。ターゲット期間の初年度となる2003年には10億バレル級の可採埋蔵量を有すると推定されている油田2ヶ所のほか、「世界レベルの発見」と称している7ヶ所を含め、総計で約57億バレル増加したことが発表されている。これらを含めて、2004年末のNNPC総裁の声明では、原油の埋蔵量は335億バレル、生産能力は日量約330万バレルまで増加したことが報告された。

(2) 上流部門における課題

石油開発の成果が強調される一方で、上流部門における問題点も明らかになりつつある。実際、ナイジェリア側には、生産分与契約に基づく深海油田開発よりも自らにとって利益配分比率の高い、合弁契約に基づく陸上油田開発を優先する傾向も見られた。その一方で、合弁契約における出資比率(60:40)に応じた開発費の拠出については、NNPC自身の財政難により負担できず、連邦財政に依存している状況が続いている。しかも、石油特別会計とも

言える政府勘定が存在していた軍政期とは異なり、連邦政府の財政支出に対する国民議会のチェックは厳しく、上流部門に十分な開発予算を振り向けることが困難な状況になりつつある。

このため NNPC としても、自らの財務問題の解消を含めて資金確保についての検討を進め、いくつかの方策を提起している。その第1は、NNPC の商業化を前提としつつ、上流部門における資産の再構築を進め、自己資金による開発を可能にすること。第2は、合弁事業における連邦政府の持分を一部売却することにより、政府の資金負担を削減すること。第3には、従来は資金源として考慮していなかった多国間機関からの借り入れを検討すること、などである。実際にガス開発における合弁事業では、NNPC としては初めて、自己負担分 100 パーセントを第三者資金でまかなうケースも生じており、この方式は今後も活用される可能性が高い。とは言え、これは連邦の財政支出から対外借り入れに乗り換えたに過ぎず、本質的な問題の解消とは言いがたい。

(3) 下流部門が抱える問題

NNPC の今後を考える上で最も深刻な課題は、下流部門が抱える問題の解消である。石油精製部門、マーケティング部門における不採算、すなわち政策的に低く抑えられている製品価格、製油所の低い稼働率、国内供給補填のための製品輸入によって生じている経営上の困難は、いずれも 1980 年代以来の懸案にもかかわらず、いまだに解決のめどがない。国内の製油所における事故や施設の老朽化に伴う稼働率の低下が原因で、深刻な石油製品不足が生じており、日量 45 万バレル近くの設備能力を有しているながら、日量 24 万バレルと言われる国内需要を満たせない現状にある。さらに国内での製品不足を補うため、周辺諸国などからの製品輸入が恒常化しており、これには価格の逆ザヤ問題も伴っている。

それらの背景には、近隣諸国への密輸出が恒常化するほどに低く抑えられている製品価格という問題が横たわっている。石油製品に対する補助金の切

り下げによる価格の適正化もまた 1980 年代以来の懸案に他ならないが、軍政期においてすら価格引き上げに対する人びとの反発は激しく、連邦政府としても大胆な措置をとれずにきた。民政移管後は、石油製品の値上げが民生向上という政権の公約に反する効果を生みかねず、たびたびの大統領による価格改定のイニシアティブも十分な効果を發揮していない。下流部門における改革は、いわばジレンマに陥っている状況にあり、石油関連労働者の待遇改善問題に係る労働組合の動向とも相まって、さらに混乱を生みかねない状況にある。

5. 来年度の論点～石油産出地域の混乱と石油政策～

(1) 「コミュニティ」問題

石油部門をめぐる重要な課題の 1 つが「コミュニティ問題」、すなわち石油産出地域に居住する住民とそのコミュニティをめぐる諸問題の解消である。この問題が顕在化したのは 1990 年代半ば以降、特に「ナイジャー・デルタ (Niger Delta)」と総称される石油産出地域における権利要求運動が活発化するなかでのことであった。その発端となったのは、ナイジェリア南部のリヴァース (Rivers) 州に居住する少数民族が展開したオゴニ民族生存運動 (Movement of Survival of Ogoni People、以下 MOSOP) であった。オゴニ人というのはナイジャー・デルタの一角に居住する、人口 50 万人規模の民族グループで、MOSOP の指導層に著名な文筆家であるサロ＝ウィワ (Kenule Saro-Wiwa) を得た 1990 年頃から権利要求運動を活発化させた。サロ＝ウィワを中心に MOSOP の若手指導者たちは、従来の対政府交渉ではなく、石油開発をおこなうシェルに対して直接、補償要求を突きつけ、また外国の NGO による支援やメディアの報道を背景に国際的なキャンペーンを展開した。その結果、ナイジャー・デルタの石油生産やその住民生活に大きな関心を喚起した。

(2)問題の背景

ナイジャーデルタでは、従来から連邦政府による石油産出地域住民への補償が行われてきた。その仕組みは、連邦政府の得た石油収入の一部を、末端行政や伝統的首長を通じ地域住民に還元するというものである。このほか各石油会社が独自にコミュニティ支援を行うこともあった。しかしながら、一種の補助金として下げる資金が一般住民の手に渡ることは稀で、石油会社の支援の恩恵に浴することもまた然りであった。多くの場合は末端行政の長である村長、あるいはコミュニティの長老が、それらを独占してきたからである。そこに活動家とみなされている若手の指導者や青年層の不満があった。MOSOP が政府ではなく、石油会社との直接交渉を指向したのは、従来の支援チャネルと、これを牛耳る村長や長老への不信があったからに他ならない。

その後、ナイジャーデルタでは、既存の住民組織に加え、名称に「青年」(youth) を冠した団体が乱立した。その活動は、総じて急進的で、しばしば暴力を伴う直接行動によって MOSOP と同様に直接交渉の実現をめざした。それが、石油会社やその職員をターゲットとする破壊活動や脅迫・誘拐にエスカレートして、大きな社会問題となっていった。その是非はさておくとしても、「青年」組織を行動にかりたてたのが、彼らの間にあるコミュニティの有力者や伝統的首長層に対する不信・不満であり、MOSOP をモデルとした直接交渉をめざす運動が展開されたことに注目しておきたい。

(3)問題への対処

ナイジャーデルタに乱立した「青年」組織の活動というのは、後知恵ではあるが、民政移管以降に各地で勃興した「青年」組織とその直接行動を取りするものであった。上述したとおり、石油会社との直接交渉を指向し、自らの要求実現をもくろむ「青年」組織は、その主張が受け入れられなければ直接行動に訴えたからである。石油生産の妨害を目的とした活動は、パイプライン等の輸送施設からオイル・リグほか生産施設・機材にも及び、それ

らの破壊や略奪が頻発した。これが要員の拉致・誘拐にエスカレートするに至って、石油会社の自衛措置では不十分なため、ナイジェリア政府も治安部隊を投入した。それが「青年」組織のさらなる武装化という悪循環を招く結果となった。

こうした「コミュニティ」問題への対処は、NNPC にとってもきわめて困難な課題となりつつある。軍政期には、連邦政府に働きかけることにより、治安維持名目でしばしば国軍を石油産出地域に動員し、いわば力で抑止することもできたが、民政移管後はこれが難しくなっている。近年、武装組織が跋扈するナイジャー・デルタに国軍を動員することにすら国際社会の目はきびしく、連邦政府も警察部隊による事態収拾を超える措置についてはきわめて慎重になっている。また、住民側の石油会社に対する要求がエスカレートする一方で、連邦政府としてもその仲介・調整を担わざるを得ず、NNPC を含めた石油企業側は補償の要求に応じざるをえない状況が生じている。こうした点については、石油政策や NNPC の運営といった論点との関連で分析することが必要となろう。

6. 先行研究

(1) 石油産業の様相

ナイジェリアが OPEC 加盟の主要産油国として台頭してきた 1970 年代以降、産油国研究のシリーズにも加えられることになり、同国の事情と石油産業の展開を概観するものがいくつか発表してきた。

Ono, J. K. [1983] *The Nigerian Oil Economy: From Prosperity to Glut*
Khan, Sarah Ahmad [1994] *Nigeria: Political Economy of Oil*

(2) 石油資源と政治・経済の関わり

社会科学系、とりわけ政治経済学の研究者の中にはナイジェリア国家に与えた石油の富に注目する者が少なくない。なかでも 1970 年代の「オイル・

ーム」と軍部支配を関連づける見方は強く、そうしたタイトルを掲げた著作もある。また、1980年代の経済危機と石油経済の関係を論じ、構造調整政策をめぐる論点をそこに見出すものもあらわれた。

Panter-Brick, Keith ed. [1978] *Soldiers and Oil: The Political Transformation of Nigeria.*

Jazayeri, Ahamad [1988] *Economic Adjustment in Oil-based Economies.*

(3) 石油産業をめぐる制度・政策

石油資源のみならずガス資源を含めたエネルギー政策に対する関心は高く、こうしたテーマを掲げた会議やセミナーも多い。それらの中には、まとまった会議録を残すものもある。また、法制面を含めた石油・ガス関連の概説書も現地出版されている。

Fawibe, Oladeiran ed. [1994] *Energy Policy Agenda for Nigeria.*

Omorogbe, Yinka [2001] *Oil and Gas Law in Nigeria.*

(4) 産油地域住民の権利要求運動

1990年代以降、石油産出地域（ナイジャーデルタ）においては石油開発に伴う生活被害を訴え、住民の権利を主張する動きが高まっており、それらをドキュメントし、また住民の立場から意見表明を行う文献も少なくない。また、政治経済学的な視点からの運動の分析も出てきている。

Obi, Cyril I.[2001] *The Changing Forms of Identity Politics in Nigeria under Economic Adjustment: The Case of Oil Minorities Movement of the Niger Delta.*

Human Rights Watch [1999] *The Price of Oil: Corporate Responsibilities and Human Rights Violations in Nigeria's Oil Producing Communities*

Frynas, Jędrzej Georg [1993] *Oil in Nigeria: Conflict and Litigation between Oil Companies and Village Communities.*

Okonta, Ike and Oronto Douglas {2003} *Where Vultures Feast: Shell, Human Rights and Oil.*

7. 情報源

石油関連の情報はナイジェリア連邦政府の関係省庁等からも入手可能であるが、ナイジェリア中央銀行（Central Bank of Nigeria : CBN）を除けば、体系的な情報としては得られない。とりわけ、石油収入に関しては CBN のデータが唯一信頼のおけるものである。

これら以外では、下掲の国営石油会社と民間の石油・ガス関連ウェブサイトが便利であるが、データの掲載は不定期であり、多くは二次的な情報に過ぎない。たとえば NNPC の情報として有用な *Annual Statistical Bulletin* と *Monthly Petroleum Information* の掲載が現在停止中である。

国営石油会社 (NNPC)

<http://www.nnpcgroup.com/>

Nigerian Oil & Gas Online

<http://www.nigerianoil-gas.com/>

おわりに

ナイジェリアの主要な外貨稼得源であり、政府の財政収入においても大きな部分を占める石油資源は、ナイジェリアの経済はもとより、社会情勢や国家のあり方にも大きな影響を与えてきた。石油開発の進展に伴って生じた連邦政府、NNPC、石油企業、地域住民の間の関係の変化を跡付けてみれば、それらがナイジェリア国家とその社会における、経済資源をめぐるダイナミクスそのものであったことがわかる。石油市場を含めたマクロ・レベルでの分析の一方で、石油産出地域といった、よりミクロな観点からの観察を行う

ことでそのダイナミクスをよりよく分析できるのではないだろうか。

参考文献

<日本語文献>

- 林 正樹 [2000] 「エネルギー・セクターの動向と展望」(望月克哉編『ナイジェリアー第四共和制の行くえ』アジア経済研究所) pp.63-75
室井義雄 [1983] 「ナイジェリアの石油政策と国際石油資本」『アジア経済』23 (6) pp.47-73
望月克哉 [2007] 「混迷するナイジェリアの石油開発—石油価格高騰下で噴出する課題—」『アフリカレポート』No.44 pp.37-40

<外国語文献>

- Coleman, James S. [1986] *Nigeria: Background to Nationalism*, Benincity: Broberg & Wiström. (originally published by the University of California Press, Berkeley in 1958).
- Crowder, Michael and Guda Abdullahi [1979] *Nigeria: An Introduction to its History*, London: Longman.Group.
- Glickman, Harvey ed. [1995] *Ethnic Conflict and Democratization in Africa*, Atlanta: The African Studies Association Press.
- Human Rights Watch [1999] *The Price of Oil: Corporate Responsibility and Human Rights Violations in Nigeria's Oil Producing Communities*, New York: Human Rights Watch.
- Jega, Attahiru ed. [2000] *Identity Transformation and Identity Politics under Structural Adjustment in Nigeria*, Uppsala: The Nordic Africa Institute.
- Obi, Cyril I. [2001] *The Changing Forms of Identity Politics in Nigeria*

under Economic Adjustment: The Case of the Oil Minorities Movement of the Niger Delta, Uppsala: Nordiska Afrikainstitutet.

Okonta, Ike and Oronto Douglas [2003] *Where Vultures Feast: Shell, Human Rights and Oil*, London,: Verso.

Omorogbe, Yinka [2001] *Oil and Gas Law in Nigeria*, Lagos: Malthouse Press.

Otite, Onigu & Isaac Olawale Albert [1999] *Community Conflicts in Nigeria: Management, Resolution and Transformation*, Ibadan: Spectrum Books Limited.

Saro-Wiwa, Ken [1995] *A Month and a Day: A Detention Diary*, London: Penguin Books.

Suberu, Rotimi T. [2001] *Federalism and Ethnic Conflict in Nigeria*, Washington, D.C.: United States Institute of Peace Press.

